

高齢者虐待対応調査と報告の流れ

参考資料

医療介護基盤課
法人指導・老人福祉施設 G
令和 7 年 5 月

国調査「高齢者虐待防止法に基づく
対応状況等に関する調査」

国

県

市町

前年度1年分調査依頼
(毎年様式を変更)

5月中旬
依頼

23市町に依頼

5月中旬
依頼

(例年5月～7月初旬)

死亡案件、疑義ファイル等の
照会(8～11月頃)・最終集計

6月下旬
報告

集計数の整合性、
エラーの有無など精査、
23市町を集約

5月下旬
報告

前年度1年分を新様式で再作成
(再入力、様式変換等)
項目の変更・追加、事例の対応状況
の変動に注意

照会・回答

12月下旬 確定データの送信

国公表(翌年2月頃)

9月中旬
県公表(HP等・国へ報告)

【参考】

★国提供の様式

(高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査)

- ・A票D票 市町村の概況と担当窓口
- ・B票 養介護施設従事者等による虐待について
- ・附B票 B票の虐待者、被虐待者の詳細
- ・C票 養護者の虐待について
- ・E票 C票での死亡事例

●例年、5～6月頃に前年度分の調査依頼の際に提供され、若干～大幅な項目等の変更がなされる。依頼から提出まで1か月弱と期限が短いため、事前の準備が必要。

●最新の様式が提供され次第、「県調査」として当年度の報告を依頼(報告は半期ごと)。

●市町では、昨年度1年分のファイルを更新プログラムによって、新様式にコピーするか、再入力。

★月別相談件数(様式1 県独自の調査)

- ・相談通報件数の延べ数を月別に集計

●件数の総数は、HP等で公表。

県調査「高齢者虐待に係る
相談等状況調査」

- ①「月別相談件数」の集計
- ②「法に基づく対応状況調査」と
③「養介護施設従事者等による
高齢者虐待について」照合

県調査当年度分(半期ごと)
(国調査依頼後に市町に依頼 7月頃)
①様式1(県独自)
②法に基づく対応状況調査
(厚労省作成様式)
(翌年度7月頃依頼の国調査の基礎データとなる)

●市町は
医療介護基盤課へ
(提出)

半期ごとに報告
(①、②)

- ①月別相談件数
(様式1県独自)
- ②法に基づく対応
状況調査

7月下旬 23市町に依頼

施設内虐待は案件
ごとに県に報告

(都度)
③養介護施設従事者等による
高齢者虐待報告について